



佐賀県公報

平成16年
6月14日
(月曜日)
第12467号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(四三二・長寿社会課)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止(四三三・)

(一)

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退

(四三四・)

○佐賀県卸売市場条例に基づく卸売市場の開設者及び卸売業者の変更

(四三五・流通課)

○都市計画事業の認可

(四三六・まちづくり推進課)

公告

○平成十六年度職業訓練指導員試験の実施

(労働課)

公安委員会事項

◎佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例に基づくあおり行為重点禁止区域の指定

(告示・一五)

○道路交通法に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱

(公告・六)

○告示

●佐賀県告示第四百三十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
---------	----	-----	-------

痴呆対応型共同生活介護	グループホームお元	鳥栖市宿町戸口二三九番地一	平成一六・六・一
	気ハウス	鳥栖市宿町野添二一〇八番地五	

●佐賀県告示第四百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
指定通所介護	デイサービスセンター副島整形外科病院	唐津市和多田天満町一丁目二番一号	平成一六・五・三一

●佐賀県告示第四百三十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百三十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十六年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
佐藤医院	三養基郡三根町市武一三三二番地五	平成一六・五・三一

●佐賀県告示第四百三十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び第五十八条第一項に規定する卸売業者が変更されたので、佐賀県卸売市場条例（昭和四十六年佐賀県条例第三十七号）第二十三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名	開設者名	卸売業者名	変更年月日
新 鹿島魚市場武雄店	新 株式会社鹿島魚市場	新 株式会社鹿島魚市場	平成一六・四・一
旧 佐賀西部魚市場	旧 株式会社	旧 佐賀西部魚市場株式会社	

●佐賀県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十六年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称
武雄市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
武雄都市計画下水道事業 武雄市公共下水道事業施行期間
- 三 事業施行期間
平成十六年六月十四日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 武雄市武雄町大字富岡字五反田及び大字永島字戸井渡地内
使用の部分 武雄市武雄町大字富岡字内町、字サキ田、字西浦、字永松

字四ノ角、字梶原、字門町及び字五反田、大字武雄字柄崎及び字竹下、大字昭和並びに大字永島字戸井渡及び字杉橋

○ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成16年6月14日

佐賀県知事 古川 康

- 1 試験を実施する免許職種
自動車整備科
- (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
自動車整備科
- (2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）
木工科
- (3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）
上記(1)及び(2)以外の免許職種
- 2 試験の科目
(1) 実技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種	実技試験の科目	学科試験（関連学科）の科目	
		系 基 礎 学 科	専 攻 学 科
自動車整備科	自動車整備	自動車工学（自動車内燃機関 シヤシ 電気及び電子装置 車体 燃料及び潤滑油） 材料（自動車用材料） 安全衛生（安全管理 衛	自動車整備法（整備法検査法 整備及び検査機器）

	生管理) 関係法規 (道路運送車両法)	製図 (現図画法 読図法) 木材加工法 (木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法) 安全衛生 (安全管理 衛生管理)	工作法 (木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾 法 木工用機械 仕練及び積算) 塗装法 (塗装機器 塗装材料 (木工用材料 接着剤 仕上材料))
木工科			

(2) 学科試験 (指導方法)

区分	学科試験 (指導方法) の科目
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。
 - ア 法第44条第1項の規定による技能検定試験に合格した者
 - イ 長期課程の指導員訓練 (法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法 (昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。) 第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が4年であるものを含む。) を修了した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
 - ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
 - エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練 (旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。) を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの

- オ 免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練 (旧法の規定により行われた基礎的な技能に関する職業訓練で総訓練時間が900時間以上) の及び職業訓練法施行規則の一部を改正する省令 (昭和53年労働省令第37号) 附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の養成訓練をいう。) を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- カ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上) のものを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- キ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- ク 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの
- ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの
- コ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの
- カ 学校教育法による専修学校又は各種学校 (修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと、中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。) のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの
- シ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者
- ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同

等以上の実務の経験を有すると認められる者

セ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからスまでに掲げる者と同
等以上の能力を有すると認められる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることがで
きません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

4 試験の免除

実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けること
ができる者は、次のとおりです。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法
職業訓練指導員免許を受けた者で、学科試験のうち関連学科の系基礎学科と同一の系基礎学科を受験するもの	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の	学科試験のうち関連学科の専攻学科

専攻学科に合格した者

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者で、学科試験のうち関連学科の系基礎学科と同一の系基礎学科を受験するもの

免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者

学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者

厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部

5 試験の期日及び場所

(1) 学科試験 (全職種)

平成16年9月2日(木曜日)

佐賀県立産業技術学院(多久市多久町7183番地1)

(2) 実技試験(自動車整備科)

平成16年9月3日(金曜日)

佐賀県立産業技術学院(多久市多久町7183番地1)

6 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書(市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前6か月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦4センチメートル横3センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)

ウ 3の2のア及びイに該当しないことを証する書面

エ 受験資格を証する書面
 オ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当することを証する書面

(2) 受験手数料

受験手数料は、次に掲げる額の合計額です。ただし、実技試験又は学科試験の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。

学科試験 3,100円
 実技試験 15,800円
 合計 18,900円

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書にはり付けてください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部労働職業能力開発担当 (郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(4) 受験申請書類の提出期限

平成16年7月1日(木曜日) から平成16年7月23日(金曜日) まで。
 なお、郵送による場合は、7月23日の消印のあるものまで有効です。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。

7 合格発表

合格者の発表は、合格者の氏名を平成16年10月上旬に佐賀県公報に掲載するとともに、合格者にはその旨を通知し、合格証書を交付します。

8 その他

(1) 受験申請書は、佐賀県農林水産商工本部労働職業能力開発担当に配布します。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記のうえ90円切手をはった返信用封筒を同封して、佐賀県農林水産商工本部労働職業能力開発担当に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働職業能力

開発担当 (電話0952-25-7101) に問い合わせてください。

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会告示第一号

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成十二年佐賀県条例第四十二号)第十五条第一項の規定に基づき、あおり行為重点禁止区域を次のとおり指定し、平成十六年七月一日から施行する。

平成十六年六月十四日

佐賀県公安委員会

委員長 井 田 出 海

一 佐賀地区

市道新家線と市道大財神野線の交点を起点とし、同市道を南へ進み県道佐賀川副線との交点に至り、同県道を南へ進み市道大財町北島線との交点に至り、同市道を西へ進み国道二六四号との交点に至り、同国道を北へ進み市道新家線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二 鳥栖地区

市道布津原町・本鳥栖線と県道佐賀川久保鳥栖線の交点を起点とし、同県道を南へ進み市道秋葉・鎗田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道京町・東町線との交点に至り、同市道を南へ進み市道長崎線通線との交点に至り、同市道を西へ進み市道秋葉・元町線との交点に至り、同市道を南へ進み市道坂口・真木線との交点に至り、同市道を南へ進み市道酒井西・真木線との交点に至り、同市道を西へ進み県道久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北西へ進み市道布津原町・本鳥栖線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 牛津地区

町道大戸ヶ里線と県道小城牛津線の交点を起点とし、同県道を南へ進み県

三 牛津地区

町道大戸ヶ里線と県道小城牛津線の交点を起点とし、同県道を南へ進み県

道別府牛津停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み町道五丁分線との交点に至り、同町道を西へ進み県道別府牛津停車場線との交点に至り、同県道を西へ進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西へ進み県道別府牛津停車場線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道泉岡新村線との交点に至り、同町道を北東へ進み牛津川右岸の堤防との交点に至り、同堤防を北東へ進み杵島工業用水水管橋との交点に至り、同水管橋を東へ進み牛津川左岸の堤防との交点に至り、同堤防を北へ進み晴気川左岸の堤防との交点に至り、同堤防を北東へ進み町道牛津浄化センター線との交点に至り、同町道を北東へ進み県道多久牛津線との交点に至り、同県道を東へ進み町道大戸ヶ里線との交点に至り、同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四 唐津地区

市道坊主町海水浴場線と県道妙見満島線の交点を起点とし、同県道を東へ進み市道東唐津久里線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み国道二〇二号との交点に至り、同国道を北へ進み国道二〇四号との交点に至り、同国道を北へ進み県道唐津肥前線との交点に至り、同県道を北東へ進み市道坊主町海水浴場線との交点に至り、同市道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、平成16年4月1日に地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成16年6月14日

佐賀県公安委員会

委員長 井田出海

氏名	連絡先	活動区域
原口昭子	佐賀市高木町6番27号	佐賀市並びに佐賀郡東与賀町、久保田町、大和町及び富士町
井口一哉	佐賀郡川副町大字福富272番地33	佐賀郡諸富町及び川副町

中島健二郎	神奈川県東春振村大字大曲3191番地52	神奈川県神埼町、千代田町、三田川町、東春振村、春振村及び三瀬村
城島訓浩	神奈川県三田川町大字田手1516番地	〃
川添隼人	東松浦郡肥前町大字中浦1039番地	唐津市並びに東松浦郡浜玉町、七山村、北波多村、肥前町及び玄海町
川崎松吉	東松浦郡玄海町大字今村4963番地1	〃
坂本勝俊	唐津市佐志中通4065番地10	〃
中島次郎	唐津市山田4233番地	〃
坂本 伸	唐津市元旗町623番地1	〃
橋本サトミ	東松浦郡呼子町大字呼子3900番地11	東松浦郡呼子町及び鎮西町
円田四郎	西松浦郡有田町中部甲1475番地1	西松浦郡有田町及び西有田町
池田和正	杵島郡山内町大字大野9910番地2	武雄市及び杵島郡山内町
近藤タエ子	杵島郡大町町大字福母193番地7	杵島郡北方町及び大町町
野口 胖	杵島郡大町町大字福母1513番地	〃
溝口善六	杵島郡福富町大字福富3512番地	杵島郡白石町、江北町、福富町及び有明町
香月光義	杵島郡有明町大字深浦781番地1	〃
山口幸夫	杵島郡福富町大字福富3813番地	〃
谷村 茂	藤津郡嬉野町大字不動山甲1540番地	藤津郡嬉野町

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月十四日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 謙

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 西條印刷企画